



審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

委員委嘱式

会長及び副会長の選出

会長については石川委員、副会長については難波委員を選出し決定

○審議

会長 それでは次第に沿って審議を進めていきます。まずは事務局より議題1につきまして説明をお願いします。

事務局 議題1 資料1. インターネット上での差別事象に対して行政にできることに基づき説明

委員 インターネット上の差別事象への対応は難しいものの、若い方々の力を活用した取組が大切です。もちろん学生も含めて人権を守るまちづくりを実現しなければなりませんので、これらの層に対する啓発を充実させることが重要です。

事務局 学校現場からは特にインターネット上での部落差別に対する教育について、どのように行うのかについて相談を受けることがあります。部落差別問題に関する教育を受けていない教職員が多く、人事異動もあることから、人材育成に課題があると伺っております。今後も行政から学校現場に対して、差別解消に向けた教育、啓発を連携して行っていく必要性について提言してまいります。

会長 私自身も同和教育の在り方について教職員と意見交換することがあります。校区に同和地区がなくても教育に熱心な方もおられますし、地元では教育による影響を想定し、地域の実情や特定に繋がらないことに配慮しながら、部落差別は存在することを生徒や児童に考えてもらう学習を行っています。また、大阪府内の部落差別学習は高校でほとんど実施されておらず、同和地区を有する地域ではこれまでの学習手法の蓄積があるものの、無地区の校区では学習の在り方に苦慮されているようです。現在、全国的に部落差別に関する学習会が開催されており、教職員が積極的に参加することにより学習の手法について学ぶことが有効です。啓発に関しては大阪府インターネット条例の内容について学校現場に対して行うことを提案します。

委員 例年、教職員については部落差別に関する全国的な集会や学習会に参加しているほか、大阪府の研修や向野支部において部落問題学習を受けております。また、同和

地区や教育に関する本市の方針について、市の人権担当課から教職員に対する研修も行いました。学校現場における人権教育は大切ですが、高校生以上の学生を含めた市民に対する教育も重要です。市としてインターネット上の差別事象を許さないというメッセージの発信をはじめとした啓発活動についてどのように考えていますか。

事務局 市としてもホームページや様々な媒体を活用して啓発を行う予定ですが、大阪府とも連携した取組を行いたいと考えております。

委員 同和地区の有無に関わらず部落にルーツをもつ児童・生徒は存在することから、学校現場における部落問題学習は必要です。手法等については相談いただきたいと思っております。

委員 インターネット上の差別事象については部落差別問題に限らず、あらゆる差別は許されないことを市民に対して啓発していかねばなりません。公共施設を活用した啓発やSDGsに賛同する企業と連携した取組も検討してください。

委員 学校現場が頑張っておられる状況下でも、インターネット上での人権問題は増加しています。児童、生徒に対するメディア・リテラシー教育が一層重要となり、行政の学校現場に対する支援を充実させる必要もあります。

副会長 一人ひとりが大切にされる人権を持っていることを学ぶことが人権教育であり、その人権問題の一つが同和問題であり、同和地区の有無に関わらず人権教育の重要性は同じです。同和教育については蓄積された知識や教材によりある程度確立されていますが、インターネット上での人権問題は部落差別問題をはじめ様々な問題が起こっており、これらを見抜くためのメディア・リテラシー教育を行うためには教職員をはじめとした大人自身の自己研鑽が求められています。

委員 児童、生徒のSNS上でのトラブルは日常茶飯事で起こっています。また一方で、スマートフォンは日常生活に欠かせないツールであり、メディア・リテラシー教育を含めた人権教育は重要です。また、児童、生徒のトラブルから親同士のトラブルが派生する事象もあり、大人への人権意識の高揚に向けた啓発も必要です。

委員 社会全体の人権意識を如何に底上げしていくのが課題です。人権擁護委員の活動である人権作文の審査において、内容が模範的なものが多く、自分の言葉で書いてあるものが少なかったという印象を持ちました。大人が必ずしも模範的なものを要

求しないという意識を持つことも大切ではないでしょうか。また、人権に関心のない方々に対する啓発こそ重要だと思います。

委員 人権擁護委員で同和問題委員会に所属していますが、同和問題が存在していることを知らない委員が多いことに驚いています。

会長 基本的にはインターネット上での人権侵害を受けた被害者は、ご自身で被害の解消に向けた手続きを行うこととなりますが、そのことについて啓発する必要があると思います。

委員 被害を解消する方法として訴訟がありますが、差別情報の拡散という悪意ある加害者の目的を達成する側面もあると思います。訴訟に関しては様々な負担もあることから、訴訟に関する相談及び啓発は慎重に行うことや、法改正について国に要望していく必要があると思います。

副会長 被害者が訴えることにより事態が悪化するという暴力の構造と似ています。訴訟によるデメリットがない社会を実現することが大切です。

委員 個別の対処も大切ですが、そのような社会を実現するための取組が重要です。

事務局 インターネット上での人権侵害に対する社会的な対策が追いついていないのが現状です。市として行えることは教育、啓発、相談等の限られたものとなりますが、法制度について国へ要望するとともに、ケースに応じて被害者に寄り添った対応を行うことが必要であると考えております。

会長 他にご意見がないようでしたら、議題2について事務局より説明をお願いします。

事務局 議題2 資料2.人権意識調査に係る方針について に基づき説明

委員 人権意識調査に関しては予算の確保や調査対象の選択が難しいと思いますが、市が補助金を交付している団体のほか、町内会、青少年育成やスポーツ関連の団体等に調査の協力依頼することも一策です。また柏原市と羽曳野市の意識調査にも各々特徴がありますが、他の自治体の情報を収集して藤井寺市の意識調査票を作成し、有識者から意見をもらえばよいと思います。

委員 市民の人権意識を正確に把握し、総合的に分析するためには必要な時間をかけて実施する必要があります。また、予算措置の問題から調査項目の設計や分析において専門家の関わりが弱いという意見もあります。厳しい予算編成下においても、専門家の参画等のための予算を確保したうえで実施することが重要です。そのうえで人

権が守られる安心、安全なまちづくりを実現するための施策に反映させていくべきではないでしょうか。

事務局 今後の意識調査の実施については、基本的には可能な限り予算をかけないことが市の方針ですが、よりよい人権意識調査の実施にむけて努めてまいります。まずは、大阪府人権協会の専門家アドバイザー事業を活用し、提言を反映した意識調査票案を作成し、本審議会に提示する予定です。

委員 回答方法が分からない、煩わしい等の理由から調査に応じてくれない方々が一定数存在します。そのような方々の意識を把握することが課題であり、重要であると思います。

副会長 専門家の参画をはじめ、充実した意識調査のためにしっかりと予算を確保することは、誤った施策への反映を防ぎ、無駄な支出が削減できることから効率的であるともいえます。また、意識調査の結果から人権施策の効果がみえてくれば、今後の人権に関連する予算確保や市民に対する啓発に繋がるのではないのでしょうか。

会長 前回の意識調査では20歳代の回答数が少なかったという課題がありました。課題解消に向けた手法としてオンライン調査が有効ではないかという提案があったことから、実施に向けた経費について提示いただきたいです。

事務局 検討してまいります。

会長 他にご意見がなければ本日の審議会の審議は終了といたします。

事務局 本日はありがとうございました。

以 上